

会社定款の認証

1. 定款の認証

株式会社や社団法人を設立するときは、法律で定められている必要事項を記載した「定款」を作成し、公証人の認証を受けなければなりません。定款は、本店所在地の管轄法務局所属の公証人役場で認証を受けます。溝ノ口公証役場では、本店所在地が神奈川県内にあるものを受け付けています。

2. 定款認証に必要なもの

●定款 3 通

(役場保存用原本、会社保存用原本、登記用謄本)

●発起人(設立者)の印鑑登録証明書

※発起人(設立者)が複数いる場合は、全員の印鑑登録証明書が必要です。

※発起人(設立者)が法人の場合は、法人の印鑑証明書と法人登記の登記簿謄本(資格証明書)が必要です。

●4万円の収入印紙

※役場では販売しておりません。1階のお茶屋さんまたは郵便局で購入可能です。

※一般社団法人、一般財団法人設立の際には、4万円の収入印紙は不要です。

●手数料(5万円+謄本代)

3. 代理人による認証

発起人(設立者)全員が来られない場合は、代表者または代理人による認証が可能です。その場合、以下の書類が

必要になります。

- 上記すべてのもの
- 発起人(設立者)全員の委任状

※連名で 1 枚の委任状にしても可。割印をした定款に添付し、捨印を押してください。

- 代理人の本人確認書類 (免許証、パスポート等)

4. 定款作成に関する留意点

①押印と割印

定款 3 通に発起人（設立者）全員が記名押印を行い、各ページに契印（割印）します。（袋とじの場合は、帯の部分のみで可）

②捨印

1 字でも加除訂正があると、全員の訂正印が必要となるので、あらかじめ最終頁の余白部分に発起人（設立者）全員の訂正印（捨印）を押してください。

③住所・氏名の記載

発起人(設立者)の住所・氏名は必ず印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

定款の作り方がわからないときは、お気軽に公証人にご相談ください。相談は無料です。特に「目的」の書き方には、専門的な知識が必要ですので、事前に公証人にご相談ください。

【溝ノ口公証役場】

川崎市高津区溝口 3-14-1 田中屋ビル 2 階

TEL) 044-811-0111

FAX) 044-812-4232

E-mail) mizonokuchi@koshonin.gr.jp

田園都市線「高津駅」より徒歩 4 分